令和７年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「健全化法」といいます。）が平成21年４月１日から全面施行（財政指標に関する規定は平成20年４月１日に施行されました。）され、この法律により地方公共団体は、毎年度、実質的な赤字や外郭団体を含めた実質的な将来負担等に係る指標（以下「健全化判断比率」といいます。）と公営企業ごとの資金不足率（以下「資金不足比率」といいます。）を議会に報告し、公表することとされています。（健全化法第３条第１項及び第22条第１項）

仙北市の令和７年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率は以下のとおりです。

◎健全化判断比率

令和７年度決算に基づく健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準、財政再生基準を下回っています。

区分	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－	（ 13.07 ％ ）	（ 20.00 ％ ）
連結実質赤字比率	9.00%	（ 18.07 ％ ）	（ 30.00 ％ ）
実質公債費比率	9.6 ％	（ 25.0 ％ ）	（ 35.0 ％ ）
将来負担比率	73.0%	（ 350.0 ％ ）	

※ 実質赤字額がないため、実質赤字比率は「－」で表しています。

〇実質赤字比率

地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化したもので、財政運営の悪化の度合いを示します。

〇連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算して赤字の程度を指標化したもので、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示します。

〇実質公債費比率

借入金（地方債）の返済額とこれに準ずるものの額の大きさを指標化したもので、資金繰りの程度を示します。

〇将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性がある負担等の現時点で見込まれる額を指標化したもので、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示します。

◎資金不足比率

令和７年度決算に基づく資金不足比率は以下のとおりです。

会計名	資金不足比率	経営健全化基準
仙北市病院事業会計	55.0%	（ 20.0 ％ ）
仙北市温泉事業会計	－	（ 20.0 ％ ）
仙北市水道事業会計	－	（ 20.0 ％ ）
仙北市下水道事業会計	－	（ 20.0 ％ ）

※ 資金不足が生じていない場合は「－」で表しています。

〇資金不足比率

公営企業の資金不足の状況を事業規模（営業収益など）と比較して指標化したもので、その公営企業における経営状態を示します。

◎各基準の概要

＜早期健全化基準＞

健全化判断比率のいずれかが「早期健全化基準」以上である場合は、議会の議決を経て「財政健全化計画」を定め、これを公表するとともに、県知事に報告しなければなりません。

＜財政再生基準＞

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のいずれかが「財政再生基準」以上である場合には、議会の議決を経て「財政再生計画」を定め、速やかに、これを公表するとともに、県知事を経由して総務大臣に報告しなければなりません。財政再生計画については、議会の議決を経て県知事を通じて総務大臣に協議し、その同意を求めることができ、同意を得ないときは、災害復旧事業費の財源とする場合を除き、地方債をもってその歳出の財源とすることができません。

＜経営健全化基準＞

資金不足比率が「経営健全化基準」以上である場合には、議会の議決を経て「経営健全化計画」を定め、これを公表するとともに、県知事に報告しなければなりません。